

がいこくせきけんみん かいぎ (だい) き
外国籍県民かながわ会議 (第13期)

しりょう
オリエンテーション資料

ねん がつ にち にちようび
2025年1月19日 (日曜日)

がいこくせきけんみん かいぎ 外国籍県民かながわ会議について（1）

かいぎ せっちもくてき ようこうだい じょう 〈会議の設置目的〉（要綱第1条）

がいこくせきけんみん けんせいさんか すいしん みずか かん しょもんだい けんとう ば かくほ
外国籍県民の県政参加を推進し、自らに関する諸問題を検討する場を確保すること。

かいぎ おこな ようこうだい じょう 〈会議で行うこと〉（要綱第2条）

がいこくせきけんみん たちば つぎ かが じこう きょうぎ ちじ ていげん
外国籍県民としての立場から、次に掲げる事項について協議し、知事に提言する。

- がいこくせきけんみん かがわ しさく かん
・ 外国籍県民に係る施策に関すること
- がいこくせきけんみん してん い ちいき かん
・ 外国籍県民の視点を生かした地域づくりに関すること
- たぜんじょう もくてき たっせい ひつよう みと じこう
・ その他前条の目的を達成するために必要と認められる事項

※ いいん とくてい くに みにぞく りえき だいひょう ようこうだい じょう
委員は、特定の国や民族の利益を代表するものではない（要綱第6条）

かいぎ げんご うんえいようりょうだい じょう 〈会議の言語〉（運営要領第3条）

かいぎ にほんご つか
会議は日本語を使う。

※ かいぎ おこな ばしょ き かながわ けんみん おこな おお
会議を行う場所の決まりはありませんが、かながわ県民センターで行うことが多いです。

がい こく せき けん みん かい ぎ 外国籍県民かながわ会議について（2）

いいんちょう ふくいんちょう せんしゅつ ようこうだい じょう ＜委員長・副委員長の選出＞（要綱第4条）

- いいんちょう ふくいんちょう は、いいん ごせん りっこうほ すいせん き で決める。

ぶかい うんえいようりょうだい じょう ＜部会＞（運営要領第5条）

- かいぎ のなかに、ぶかい (あるテーマを専門的に話し合うかいぎ) を置くことができる。
- ぶかいちょう は、ぶかい に属する委員の互選 (立候補または推薦) で決める。

がいぶ かか うんえいようりょうだい じょう ぼうちょうようりょう ＜外部との関わり＞（運営要領第6条、傍聴要領）

- かながわこくさいせいさくすいしんこんわかい きょうりよく れんけい はか
かながわ国際政策推進懇話会と協力・連携を図る。
- こうちょうかい いいん いがい ひと いけん き ひら
公聴会（委員以外の人に意見を聞くこと）を開くことができる。
- かいぎ かんしん ひと ぼうちょう いいん いがい ひと ないよう き
会議に関心のある人は、傍聴（委員以外の人の内容を聞くこと）ができる。

せっち ようこう ぜんぶん しりょう
設置要綱の全文→資料2

第13期の想定スケジュール

1～2か月に1回のペースで会議を行います

かいすう回数	にっぴい日程	おもな内容 (予定)
①	2025年1月19日【本日】	オリエンテーション、委員長・副委員長の選出
②	2025年3月から4月頃	提言構想メモの発表、部会分け、部会長の選出
⋮		
⑦	2025年11月から12月頃	オープン会議 (提言素案を発表して、参加者から意見を聞く)
⋮		
⑪	2026年7月から8月頃	合同会議 (提言案を発表して、懇話会の意見を聞く)
⋮		
ほうこくはっぴよう 報告・発表	2026年11月から12月頃	最終報告書の完成・提出 報告発表

想定スケジュールの詳細→資料5

かながわ国際政策推進懇話会との連携について（1）

懇話会とは

○ 設置目的

- 国際社会の変化に対応した神奈川の国際施策の推進について、有識者等の意見を聴取し協議する。

○ 意見を求めること

- 国際施策の推進に関すること
- かながわ国際施策推進指針に関すること
- 外国籍県民かながわ会議との連携に関すること**
- その他、かながわの国際政策の総合的な推進に関すること



こくさい せいさく すいしん こん わ かい れんけい かながわ国際政策推進懇話会との連携について（2）

○ 構成員について

- ・ 人数 14人 ・ 任期 2年以内
- ・ 学識経験者、関係団体代表者、外国籍県民、市町村の代表者、公募等で選考された者

○ 連携内容

(1) 懇話会委員のサポート

- ・ 外国籍県民かながわ会議で提言しようとしている内容について、懇話会委員から意見や助言をもらったり、懇話会委員の専門分野について話を聞いたりする。

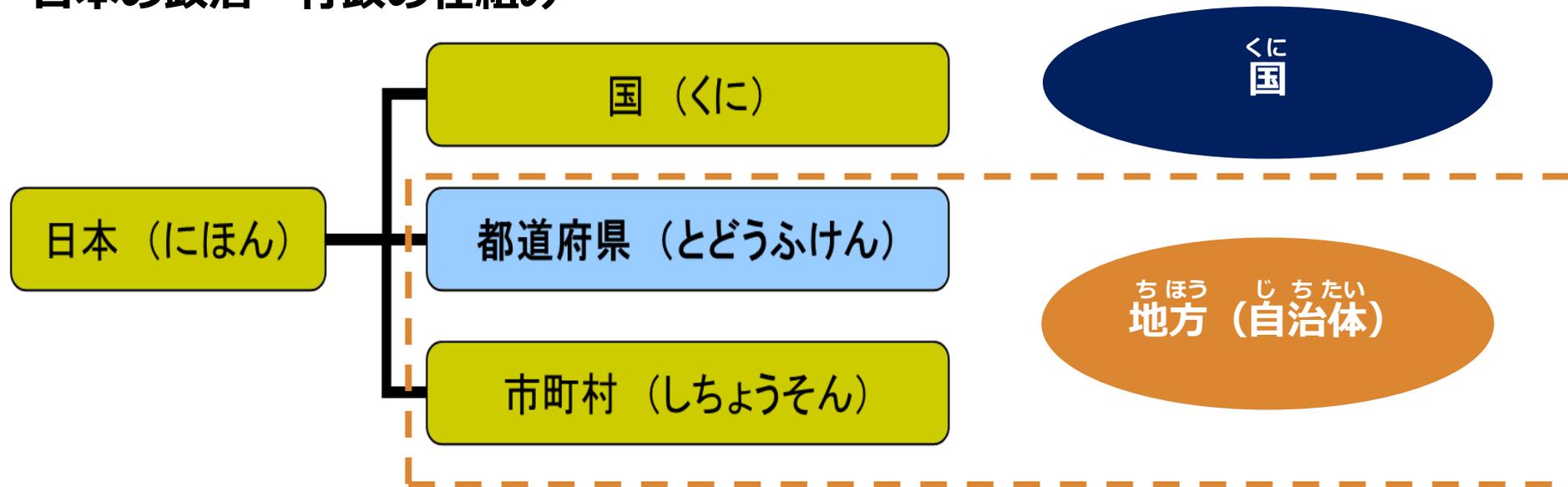
(2) 合同会議の開催

- ・ 外国籍県民かながわ会議と懇話会で合同会議を行う。
- ・ 合同会議では検討中の提言案を発表し、懇話会委員から意見や助言をもらう。

県の役割について (1)

効果的な提言を行うためには、県の役割について、イメージをもっておくことが大切です。

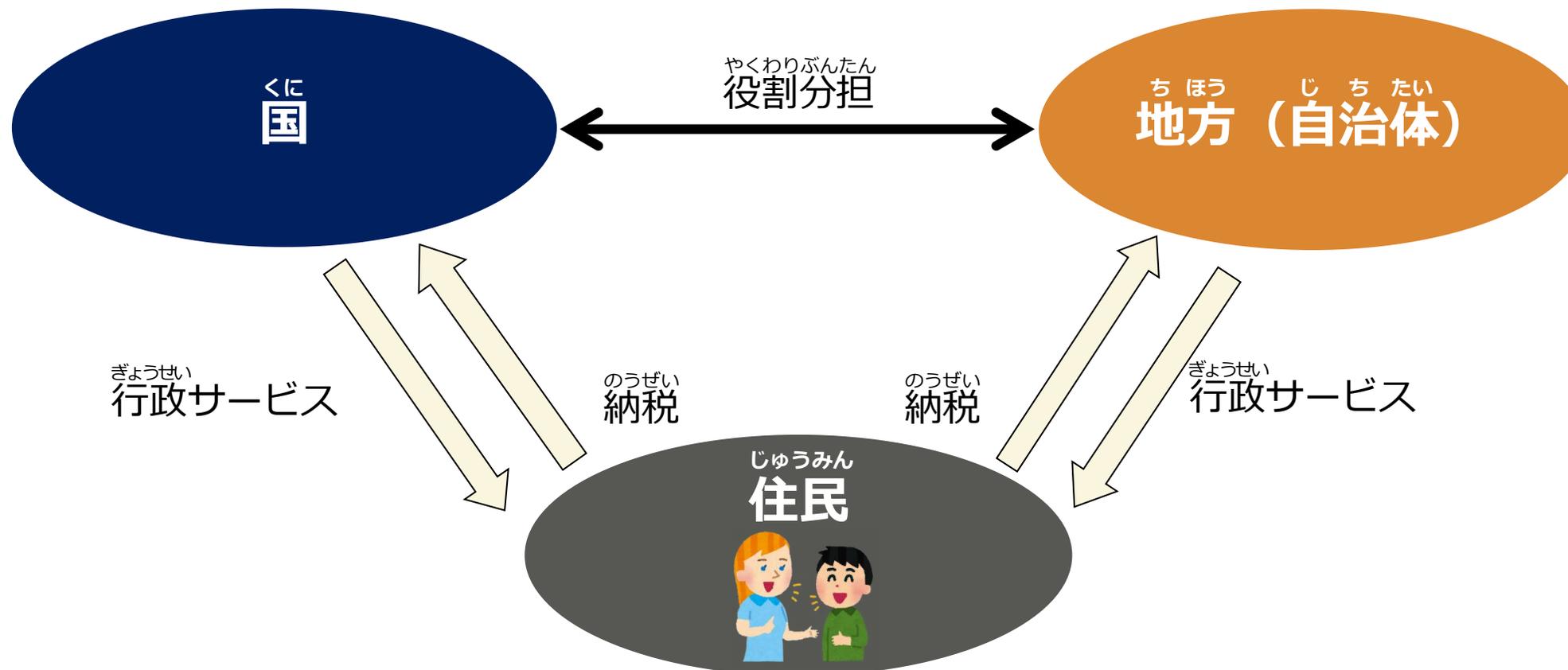
1 日本の政治・行政の仕組み



- 日本は、大きい順に、国、都道府県、市町村という単位で政治・行政を行っている。
- 都道府県と市町村は、地方 (自治体) と呼ばれる。

県の役割について (2)

2 国と地方



- 国と地方は役割分担をしている。
- 地方は、国とは独立した団体として、地域内の問題を処理できる。

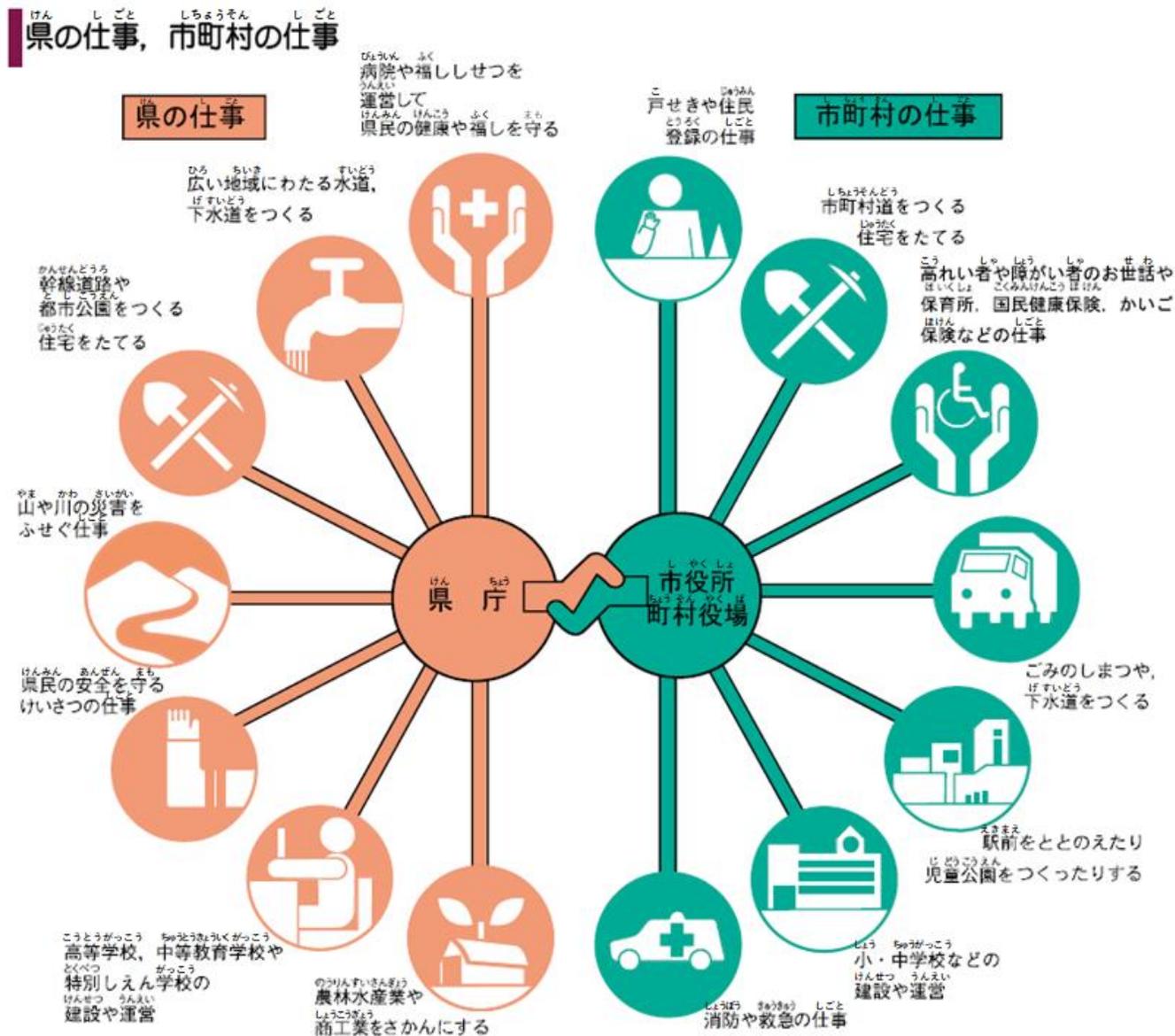
県の役割について (3)

3 神奈川県と市町村



・神奈川県 1
・市町村 33

出典：令和4年度版「わたしたちの神奈川県」



(参考) 県と市町村の役割の違いについて

4 県と市町村の役割の違いの例

分野	県	市町村
教育	<p>高校（※一部は市立） 特別支援学校（※一部は市立） 学校教育についての指導・助言</p> 	<p>保育園・幼稚園 小学校 中学校</p> 
福祉	<p>介護サービス情報の公表 介護施設の設置認可・指導</p> 	<p>地域包括支援センター 介護レベルの認定 介護予防のための事業</p> 



市町村は生活に身近な仕事、県はいくつもの市町村にまたがる仕事をしている。

※ 全国的に統一して行うことが望ましい「基準」は、国が決めることが多い。

県の役割について（まとめ）

4 まとめ

- 県と市町村は地方（自治体）であり、役割を分担して仕事をしている。
- 市町村では地域住民の毎日の生活にかかわる身近な仕事をしている。
県では、一つひとつの市町村では難しい大きな仕事や、
いくつもの市町村にまたがるような仕事をしている。
- 市町村と県は、対等な関係である。
（上下関係はない）



これまでの^{ていげん}提言について

これまでの^{ていげんすう}提言数

だい き ていげん 第1期：19提言	だい き ていげん 第2期：21提言	だい き ていげん 第3期：14提言
だい き ていげん 第4期：17提言	だい き ていげん 第5期：7提言	だい き ていげん 第6期：6提言
だい き ていげん 第7期：9提言	だい き ていげん 第8期：11提言	だい き ていげん 第9期：6提言
だい き ていげん 第10期：6提言	だい き ていげん 第11期：11提言	だい き ていげん 第12期：7提言

ごうけい ^{ていげん}
= 合計：134提言



提言から^{し さく か}施策化した^{おも}主な^{じぎょう}事業

- ^{いりょうつうやく は けん}医療通訳派遣システム^{じぎょう}事業
- ^{がいこくじんきよじゅうし えん}外国人居住支援システム^{じぎょう}事業
- ^{こうりつこうとうがっこうにゆうがくしゃせんぱつ}公立高等学校入学者選抜^{ざいけんがいこくじんとうとくべつ ぼしゅうじっし こう}における在県外国人等特別募集実施校^{かくだい}の拡大 など

だい き だい き ていげん しりょう
第1期から第12期の提言→資料6

